

(1) 医療機関等コーナー

問1 平成29年4月以降、被用者保険加入者（国民健康保険以外の医療保険に加入する被保険者等）の正常分娩に係る専用請求書の提出先が国保連合会から支払基金となりました。平成29年2月以前に正常分娩で出産した被用者保険加入者の専用請求書を月遅れ請求分として提出したいのですが、提出先は支払基金となりますか。

(回答) 平成29年4月以降は、支払基金が提出先となります。

問2 被用者保険加入者の正常分娩に係る専用請求書が「被保険者証記号・番号誤り」を理由として国保連合会から過誤返戻されました。

被保険者証記号・番号を修正した専用請求書を再提出したいのですが、提出先はどちらになりますか。

(回答) 国保連合会取扱いの過誤返戻再請求分についても、平成29年4月以降は、支払基金が提出先となります。

問3 現在、国民健康保険に加入されている妊婦の方が、国保からではなく数ヶ月前までお勤めされていた健康保険組合からの出産育児一時金を選択して直接支払制度を利用することを希望されました。正常分娩を予定していましたが、分娩途上の異常により保険診療による出産となりました。レセプトの提出先は国保連合会となりますが、専用請求書の提出先についても国民健康保険から療養の給付を受けていることから、国保連合会となるのでしょうか。それとも国民健康保険以外の保険者から出産育児一時金の支給を希望していることから、支払基金となるのでしょうか。

(回答) 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（平成28年12月16日改正）に基づき、支払基金が提出先となります。

※「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（抜粋）

健康保険法第106条又は船員保険法第73条第2項に該当する被保険者等であつて、国民健康保険以外の保険者から支給を希望する場合…医療機関等所在地の支払基金に提出する。

(2) 保険者コーナー

問4 保険者は、当該直接支払制度に係る業務について、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱により支払機関へ委託しているところですが、このうち、異常分娩分については、支払機関でレセプトと専用請求書の一部負担金の突合を実施しているところですか。

そもそも、業務自体が契約により実施されていることから、保険者と支払機関で協議の上、双方の合意があれば、支払機関で突合を実施しないことができると考えますが如何でしょうか。

(回答) 貴見のとおり。

問5 被用者保険においては、正常分娩分の平成29年3月25日提出分までの支払先は国保連合会となるのでしょうか。

(回答) 貴見のとおり。

問6 平成29年3月取扱い分以前に国保連合会から請求のあった被用者保険加入者の正常分娩に係る専用請求書について資格確認を行ったところ、請求内容に誤りを発見しました。

平成29年4月以降、過誤の申出を行いたいのですが、過誤申出先となる支払機関は国保連合会となるのでしょうか。

(回答) 支払基金が過誤申出先となります。